とらい&GROW
2017年
5月号
No.350
2017/5/25 発行

茅ヶ崎西浜海岸　夕暮れ

消費税10%(2019・10)に万全の備えを

何回となく延期された消費税率アップも今度ばかりは避けられないであろう。経済は大変なブレーキがかかると見なければなるまい。

その差 2%とはいえインパクトは大きい。特に中小企業者にとっては負担が大きくのしかかることになる。待ったなしの財政を考えると、延期ということはないと政府は言明している。

それにしても消費税滞納者は実に多い。消費税は預かったものであり、事業者自ら負担する税ではない。にもかかわらず背に腹は代えられず、使ってしまったのである。

滞納税金には高利率の延滞税が課せられ、税金地獄から抜け出せない経営に陥る。猶予期間(？)はあと2年間である。税金を払えないぐらいだから経営は苦しい。

わかってはいるが、経営の存続を考えるならば経営内容を変えなければ存続は無理となる。大手術せねば回復軌道に乗ることが出来ない。

どんな手術をすれば再生できるのか？極めて細い可能性かもしれないがやる以外にない、数少ない可能性のなかで何か手がかりはないか？ダメな理由はいくらでもでるがこれだったら･･･というものがあるはずだ。一人で考えると行き詰まる、相談すれば智恵もでる、刺激も受ける･･･創業の時を思えばまだまだ苦労が足りないのかもしれない。

人口縮小、そして高齢化、価値観の変化･･･経済環境はより縮小は避けられそうにない。そんな中でも地域で明るく元気に見るからに楽しくやっている店を見ると勇気をもらう。そんな店の笑顔に人が集まり　生きているって素晴らしいと思う。

【CAT 研究室】中小企業経営強化税制について

■はじめに

平成 29 年 4 月 1 日から中小企業者等の攻めの投資を後押しするための税法として「中小企業経営強化税制」が創設されました。現行制度の「中小企業投資促進税制上乗せ措置」を改組し創設された税制となりますが、この中小企業経営強化税制の適応を受けるための重要なポイントは「経営力向上計画の認定」が必要となることです。

■経営力向上計画の認定について

認定は中小企業等経営強化法に基づき行われ、認定を受けることで本税制以外にも、「固定資産税の特例」や「政策金融機関の低利融資」などの支援を受けることが可能となります。

認定を受けるためには「経営力向上計画に係る認定申請書（A4 用紙 3 枚組）」という指定のフォーマットに自社の現状や経営強化計画の内容・時期、計画している資産や資金の調達方法などを記載して認定機関に提出が必要です。ちなみに本認定は平成 28 年 7 月 1 日の施行開始から平成 29 年 3 月 31 日現在までに 18,242 件が認定されています。提出から認定までは約 1 か月程度かかるとされていますので、認定取得をご検討の際には時間に余裕をもってご対応くださいませ。

なお認定を得られていない場合でも、中小企業投資促進税制等、他の税制の適応を受けられるケースもあります。ただしこれら他の税制は、中小企業経営強化税制と比較すると償却率や税額控除率の上限が低く設定されているものがありますのでご注意くださいませ。

■中小企業経営強化税制の税制措置について

税制措置

中小企業経営強化税制の税制措置については「対象設備の即時償却」もしくは「対象設備の取得価額の 7%（※資本金 3 千万円以下の法人は 10%）の法人税の税額控除」のどちらかを選択適応できます。

現行制度からの変更点

これまで対象設備ではなかった「器具備品」「建物付属設備」が対象となったことが大きな変更点です。これにより、これまで以上に幅広い業種で本税制の措置を受けやすくなったと言えるのではないでしょうか。

その他には先ほどご紹介した「経営力向上計画の認定」が必要となった点が大きな変更点です。

■現行制度と改正概要の比較資料　（※中小企業庁資料より抜粋）

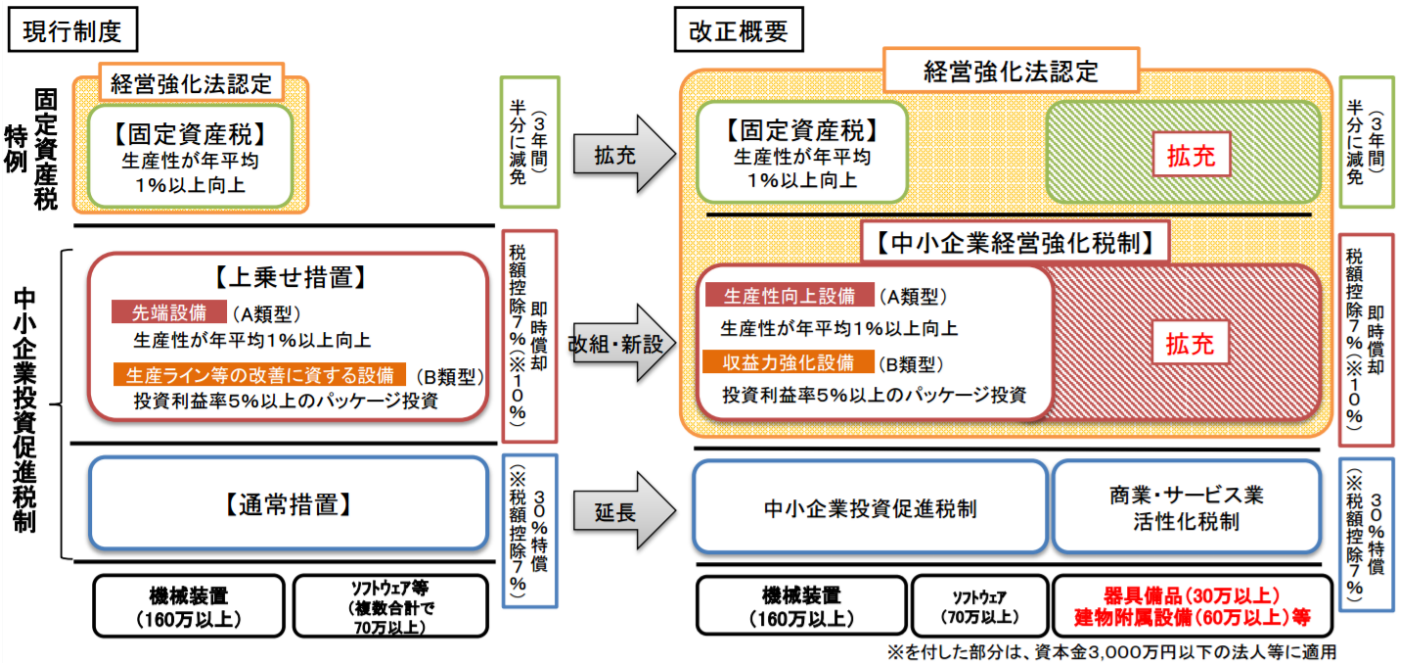

ある日のさわやか土曜塾　ご紹介

毎月本誌でもご案内中の「さわやか土曜塾」。普段は紙面サイズの関係で限られた情報のご紹介に留まっておりますが、実際の塾内では他にも様々な学習をしていることをご存知でしょうか。普段当塾がどのような学習をしているのかわからないという方のために、今回は5月に開催された土曜塾の様子をご紹介致します！

■5 月 13 日（土）10:00　辻堂図書館　会議室にて

この日はあいにくの雨でしたが、13 名の参加者に講師の北雄二先生（公益財団法人モラロジー研究所）を迎え計 14 名での開催となりました。

塾は当所所長の挨拶から始まり、その後月替わりで指名された参加者が日ごろの気づきをテーマに5分程度スピーチします。ちなみに今回のスピーチは海藻の「ひじき」にまつわるお話でした。

スピーチが終わるといよいよ本講に移ります。ですが、いきなり「格言」の勉強を始めるわけではありません。この日は母の日の前日でしたので、母の日に関する新聞記事を音読しました。なおこの「音読」は土曜塾を進めるうえで大切なポイントとなっており、様々な教材を音読して学習します。音読は脳を活性化させ、学習内容の理解を深めます。

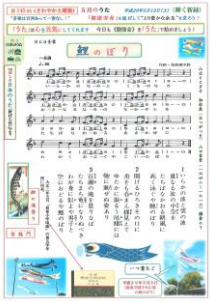

うたの資料「鯉のぼり」

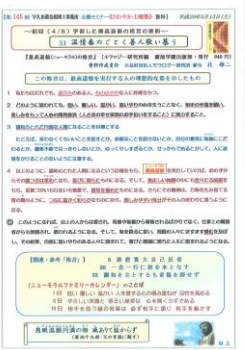

格言の要約資料

さらに土曜塾では毎月日本の歌を1曲、みんなで歌ってから勉強会に入ります。今月の歌は「鯉のぼり」。先月は「さくら」でした。歌は誰もが知っているような日本の名曲を取り上げますが、元小学校教諭でいらした北先生の解説により、わかりやすく歌の背景を知ることができ勉強になります。ちなみに、鯉のぼりの風習は「鯉が滝を登ると竜になる」という伝説が由来で、この鯉の滝登りが「登竜門」という言葉の語源となっていることを皆さんご存知でしたか？

歌を歌い明るい気持ちを高めた後は、健康情報に関する資料を音読しました。安定した心の健康のためには、体の健康も欠かせません。今月は食事に関する健康情報について。食べる順番や食品への向き合い方も重要ですが、中でも特に大切なのは「よく噛んで食べること」と北先生。ご自身は、100 回以上よく噛んで食べることを心掛けていらっしゃるそうです。いつも笑顔を絶やさず、元気な先生を見ているだけに、非常に説得力のあるお話でした。

いよいよ「格言」の学習に入ります。まず前月学習した「格言」の復習と、その際の参加者の気づきを共有し、その後今月の「格言」を学習します。難しい言葉が使われた格言も、音読と北先生の解説によって理解を深めることができます。

このように、さわやか土曜塾では様々な側面から道経一体を目指した最高道徳を学んでおります。ご興味や気になることがある方はお気軽にお問い合わせください。さわやか土曜塾は皆様のご参加をお待ちしております。（松下）

資料は音読して学習します

今月の格言

天命（てんめい）に従（したが）いて曲（つぶさ）に人事（じんじ）を尽（つ）くす

人生・家庭・職場の羅針盤

この格言は、正しい法則に従って努力することの大切さを述べたものです。私たち人間は他の生物と同様に心身共に自然の法則に支配されていると言えます。「天命」とは「自然の法則」を意味しています。利己的な心を克服し、人心開発救済の精神で何事にも努力することが結果を成就させるのです。

さわやか土曜塾では最高道徳の格言を学んでおります。皆様のご参加をお待ちしております。

** 6 月のさわやか土曜塾 **

日時 ： 6 月 10 日（土）10:00～11:30

場所 ： 辻堂図書館　会議室

会費 ： 500 円

詳細は雨谷・志村（智江）まで

読書の時間

ハードワーク 勝つためのマインド・セッティング

ラグビー元日本代表ヘッドコーチ　エディー・ジョーンズ著/講談社

2015 年 9 月、「スポーツ史上最大の番狂わせ」が起こりました。ラグビーワールドカップ予選リーグで過去 2 回の優勝を誇る南アフリカに日本が逆転勝利したのです。

日本チームのワールドカップでの戦績は 20 年前に 1 勝しただけ。以来予選リーグで全敗し続け、世界から”ラグビー超弱小国”のレッテルを貼られていました。その日本チームがエディー・ジョーンズ氏のヘッドコーチ(監督)就任からわずか 3 年で「3 勝」を挙げるまでに成長しました。

この本は、同氏が「不可能と思うこと」を「可能にする」ための方法・考え方を、日本チームの「ハードワーク」を通じて、外国人の視点で日本人の良い面、悪い面を冷静に分析し、実行したことがエッセイ形式で書かれています。

目次から読みたいところをピックアップして読むこともできるので、ラグビーファンはもちろん、忙殺され目標の達成に悩む方にもおすすめの一冊です。(野村)

*** *** *** *** *** *** *** *** *** *** *** *** *** *** *** *** ***

問はず がたり

総人件費減少傾向を示す

「国内企業の総人件費が減少傾向を示している」と報道された。

それもそのはず。第一は残業手当の減少によるものだろうとピンとくる。

世を上げて働き方改革がうねりとなっている。まず長時間労働の是正だろう。健康を害し働いている人。家族にとってもただごとではない。

電気も消す。早く帰って･･･ついこの間まで勤勉に働く姿はニッポン人の美徳だったはずだが･････。

一方に偏すると、どっとそちらに偏るのが日本人の DNA かも知れない。

ほどよい働き方はきっとあるはずだ。課題は非正規といわれるパート･アルバイトの従業員さんである。あまりにもその格差は正規社員比して大き過ぎる。

今般働き方が遡上にのぼったのは良い機会ととらえ、バランスよい考え方を見つけだしたい。

発行・編集　宇久田進治税理士事務所/㈱経営センターグロウ

〒251-0042　藤沢市辻堂新町 1-1-2　クロスポイント湘南 6F

TEL　0466（36）0627　　FAX　0466（33）4892

URL：http://www.ukuta.net/

****　編集部では皆様に喜んでいただける紙面にしたいと思っております　****

お読みになったご感想、お読みになりたい記事等のご意見をお聞かせくだされば幸いです。

（e-mail ： matsushita@ukuta.net 又は上記 FAX でお願いいたします。）